

「教育・保育給付認定申請書」の記入上の注意

「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）。「保育の利用を必要とする理由」の欄は、保護者ごとに、児童の保育を必要とする理由を下記「保育の認定基準」の①～⑫のいずれか該当する番号を（ ）内に記入してください。また、その具体的な状況について、点線下欄に記入してください。「希望保育時間」の欄は、希望する保育時間に○を付けてください。

保育認定基準		
事由	内容	必要書類
①労働	1か月に64時間以上労働していることを常態とする場合	就労証明書(★) 自営の場合は上記の他、自営業用 就労状況申告書(★)、営業許可書 等
②妊娠・出産	母親が出産前後に該当する場合（「出産前後」とは、出産(予定)日の前3か月から出産(予定)日の8週間後に当たる日の翌日が属する月の月末までをさす）	母子健康手帳の写し(表紙と分娩 予定日欄のある頁)
③疾病・障害	保護者が病気、負傷、障害等により、児童の保育を必要とする場合	診断書(★)、障害状況等申告書 (★) 障害者手帳等の写し
④介護・看護	1か月に64時間以上、病気や障害を有する同居の親族を介護・看護しなければならない場合	介護・看護状況申告書(★) 診断書、障害者手帳等の写し
⑤災害復旧	地震や風災害又は火災などの災害の復旧に当たっている場合	罹災証明書
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	就労誓約書(★)
⑦就学	1か月に64時間以上学校に在学している場合	在学証明書(★)
⑧職業訓練	1か月に64時間以上職業訓練を受けている場合	在学証明書(★)
⑨児童虐待のおそれ	児童虐待を行っている、又は再び行うおそれがあると認められる場合	※関係部署との調整
⑩家庭内暴力	家庭内暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合	※関係部署との調整
⑪育児休業	育児休業を取得する場合に、既に保育施設を利用している児童について、引き続き保育が必要な場合	就労証明書(★) (休業期間が記入されたもの)
⑫その他	①～⑪に類するものとして市長が認める場合	その他市長が必要と認める書類

その他、家庭の状況に応じて、必要な書類を提出していただくことがあります。

(★)は市指定の様式です。保育課窓口で配付しております。また、市HPからもダウンロードができます。

※裏面の「保育施設の入所申込みに関する確認事項」をご一読ください。

保育施設の入所申込みに関する確認事項

「教育・保育給付認定申請書」の提出をもって、以下の1から15までの事項を確認し、内容に同意のうえ、保育施設の入所申込みを行ったものとみなします。

- 1 入所の決定は申込順ではありません。また、保育の必要性が高い順に決定するため、保育施設の定員や申込みをされる方の人数や状況により、希望する保育施設に御案内できない場合や、いずれの保育施設にも入所できない場合があります。仕事をしていれば必ず入所できるというわけではありません。
- 2 保育課の職員が電話等で御家庭や職場に仕事の状況、お子さんの健康状態等を確認・照会することがあります。
- 3 希望する保育施設名に記載のない保育施設については、**通所する意志がないものとみなします。他に空きがあった場合でも、記入された保育施設以外の御案内はいたしません。**
※希望施設は、第21希望以降も記載いただけます。ご希望の方は保育課までお問合せください。
- 4 「児童の健康に関する質問票」は、入所申請後、事前面談をする際に使用します。
また、入所決定後、入所が決まった保育施設にお渡しします。記入漏れのないようお願いいたします。
- 5 希望施設を変更する場合は、「保育施設利用申込書」を再提出してください。
- 6 提出書類に漏れがある場合、利用調整（選考）における調整点等が付かない場合があります。
- 7 入所が決定となった場合には「施設利用契約決定通知書」を、入所が保留となった場合には「施設利用保留通知書」を郵送いたします。
なお、「施設利用保留通知書」は申込みのあった当月のみ発行するものであり、翌月以降も引き続き入所保留となった場合においても、「施設利用保留通知書」は発行されません。
- 8 入所が保留となった場合には、翌月以降（当該年度内（3月）まで）も利用調整の対象となります。欠員が出た段階で保育の必要性が高い児童から入所を決定いたします。
- 9 申込内容に不正（虚偽）があった場合、入所の決定を取り消すことがあります。
- 10 新規入所時には必ず「慣らし保育」があり、期間中は短時間の保育となります。
（期間については、お子さんの状態により異なりますが、概ね1週間から2週間程度となります。）
- 11 書類の提出後、記載事項に変更（転居・転職・家庭状況等（離婚、再婚、祖父母との同居や別居等））があった場合は、速やかに保育課まで申し出てください。
- 12 お子さんが教育・保育給付認定を既に受けていたり、他の年度分の入所申込みをしていたりする場合、令和7年度入所申込書類において保護者の保育を必要とする状況等に変更が確認できた際には、当該変更内容を教育・保育給付認定や他年度分の利用調整に反映することがあります。
- 13 小規模保育事業所を卒園する児童は、「保育施設利用申込書」に連携施設を記入しない場合、連携施設への入所を希望しないものとみなします。
- 14 保育施設に入所中は保育施設の規定を守り、利用者負担金は責任を持って期日までに納付してください。
- 15 育児休業給付金の期間延長手続き等のため、保育施設の利用申込みを行ったときの申請書の写しが必要な場合は、ご申請前に必ずご自身でコピーを取ってから申込みをしてください。